

雲仙市事業継続バス整備費支援事業補助金 (燃油及び物価高騰対策)

市内の中小企業者に対し、営業を継続するための支援として、事業で使用するバス等の整備費用の一部を支援します。

補助の 対象者

申請日時点で、**市内に事業所(店舗)**を有する**個人事業主または法人等**
(主業が農林漁業である者を除く)

補助の 上限額

20万円

【補助率】 補助対象経費の**5分の4**

【その他】 補助金額は千円未満切捨

対象となる経費

自らの事業で使用するバス(11人乗り以上のもの)において、**令和4年4月1日から令和5年3月10日まで**に実施・支払いを完了した車検整備にかかる経費

※上記経費のうち、消費税・重量税・印紙代等の経費は補助対象外となります。

※申請者住所が雲仙市外の場合、市内の事業所(店舗)にて使用する車両にかかる経費のみが対象となります。

※法人税法第2条第10号に規定する同族会社が整備する場合は対象外となります。

※一般旅客自動車運送事業の許可を受けている車両は対象外となります。

※3月末に車検満了日の車両は、1ヶ月前から車検整備が実施できますので、早めに実施して申請ください。

補助金申請方法

補助対象となる車検整備等を実施後、下記書類を郵送または直接窓口へご提出ください。

- ➡①交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ➡②誓約書及び同意書(様式第2号)
- ➡③請求書の写し ➡④支払実績を証する書類(領収書、通帳の写し等)
- ➡⑤補助金振込口座の通帳の写し(表紙及び見開き1枚目) ➡⑥整備後の自動車検査証
- ➡⑦本人確認書類の写し <個人事業主の場合> ➡⑧営業活動を証する書類の写し
- ➡⑨前住所地または本社等の所在地の市区町村税の滞納がない証明書 <転入または設立若しくは設置直後で雲仙市税の課税がない場合>
- ➡⑩事業所が市内にあることを確認できる書類 <法人または市外に住所を有する個人事業主の場合>

申請期限：令和5年3月10日まで(必着/期限厳守)

雲仙市商工労政課(0957-38-3111)